

はじめに

兵庫県で最初のNPO法人が認証されたのは平成11年4月ですが、それから満5年で認証NPO法人は532法人に達しました。NPO法人とは「公益の増進に寄与する」ことを目的に「市民が行う自由な社会貢献活動」（特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）第1条）に従事する非営利法人のことですが、平成15年の法改正に伴って、その活動分野は17分野に拡大されました。

このように、幅広く市民生活全般を包含するためにNPO活動の全体像を把握するのは簡単ではありません。その上、自由な市民活動を促進するという立法の趣旨から所轄庁による監督は最小限にとどめられ、統計データもほとんど得られないのが実態です。

もっとも、行政による指導監督の代わりに、NPO法は市民による評価の仕組みを取り入れました。具体的には、法人の事業報告書等の情報公開制度です。事業報告書や収支計算書をチェックすることにより、市民は法人の活動実績や信用度について判断することが可能になります。法人格を持つ法人に対し情報公開を義務付ける制度は、わが国ではこの法律が最初です。

しかし、現実には提出された書類はファイルに綴じられたままで、過去に遡って調べることや、NPO相互の比較は困難です。また定められた保存期間が3年で、NPO草創期の貴重な記録はこのままでは散逸の恐れもあります。

このため、ひょうごボランタリープラザは所蔵のNPO法人ファイルをもとに「ひょうごNPOデータブック」を刊行することにしました。こうした企画は他に例が乏しく、いろいろ不備な箇所が目立つことは認めざるをえません。提出する書類のフォーマットは決められていますが、具体的な記載の方法は精粗さまざまで、相互比較が可能な形で整理するのは容易ではありませんでした。それにも関わらずこのデータブックの刊行を急いだのは、本書の内容がNPOの活動の実態と当面する課題について理解を深める上で役立つと確信しているからです。今回明らかになった問題点を洗い出し、次回にはもっと利用しやすい形でまとめたいと念願しています。

末尾になりましたが、データの集計・整理に力添えいただいた神戸商科大学社会情報科学研究会代表の力宗幸男教授をはじめとする関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成16年3月

ひょうごボランタリープラザ
所長 小森星児

C O N T E N T S

第1章 ひょうごNPOデータブックの概要

第1節 発行の目的

1 ボランタリーセクターの基盤強化のための基礎資料の提供	1
2 既存の貴重な資料の有効活用	2

第2節 データブック作成の手法

1 調査対象	2
2 調査内容	3
3 調査項目の詳細	3
4 全体の構成	5
5 調査概要	5

第2章 データでみる兵庫県のNPO法人

第1節 組織に関するデータ

1 社員の数	7
2 社員の種類	8
3 役員の種類	9
4 役員の数	10
5 設立時期	11
6 設立時期と社員数の関係	11
7 事務所の所在地域	13

第2節 運営に関するデータ

1 役員報酬の有無	16
2 役員報酬のある法人と収入の関係	16
3 役員報酬のある法人と会費・事業・寄附金収入の有無の関係	17
4 社員の入会金及び会費の額	19
5 総会	21
6 理事会	22
7 有給職員の有無	23
8 有給職員がいる法人と支出の関係	24
9 有給職員がいる法人と会費・事業・寄附金収入の有無の関係	24
10 有給職員の有無と地域の関係	26
11 有給職員の有無と法人の収入の関係	27

第3節 会計に関するデータ

1 会計規模	28
2 収入金額	28
3 収入の内容	29
4 全体収入と会費収入の関係	30
5 会費収入の有無と事業収入の関係	30
6 会費収入の有無と寄附金収入の関係	31
7 会費収入の有無と助成金・補助金収入の関係	31

8	全体収入と事業収入の関係	31
9	事業収入の有無と寄附金収入の関係	32
10	事業収入の有無と助成金・補助金収入の関係	32
11	全体収入と寄附金収入の関係	33
12	寄附金収入の有無と助成金・補助金収入の関係	33
13	寄附金と地域の関係	34
14	寄附金と活動分野の関係	35
15	全体収入と助成金・補助金収入の関係	35
16	助成金・補助金と地域の関係	36
17	助成金・補助金と活動分野の関係	37
18	全体収入と収益事業収入の関係	37
19	支出金額	38
20	支出金額の内、事業費が占める割合	38
21	支出金額の内、管理費が占める割合	39
22	管理費の内、人件費が占める割合	39
23	人件費と地域の関係	40
24	管理費の内、施設維持費が占める割合	41
25	全体支出と会費収入の関係	42
26	全体支出と事業費収入の関係	42
27	全体支出と寄附金収入の関係	43
28	全体支出と助成金・補助金収入の関係	43
29	全体支出と収益事業収入の関係	44
30	収支差額	45
31	流動資産	45
32	固定資産	46
33	負債	46
34	純資産	47
35	会計年度	47
第4節 活動（事業）に関するデータ		
1	活動目的	49
2	活動分野と社員数の関係	50
3	法人の所在地域と活動分野の関係	52
第3章 NPOデータブック・アラカルト		
1	NPOの収入	54
2	NPOの業種	55
3	震災とNPO	56
4	女性とNPO	57
5	NPOの中間支援組織	57
6	NPOのガバナンス	59
7	休眠するNPO	60

第1章 ひょうごNPOデータブックの概要

第1節 発行の目的

1 ボランタリーセクターの基盤強化のための基礎資料の提供

平成7年1月17日、高齢化の進む都市を直撃する大地震が、阪神・淡路地域を襲いました。

被災地の壊滅的な光景を見て、国内外から、2か月間で延べ100万人にも及ぶボランティアが被災地に駆けつけ、災害救援・復興支援の活動に携わりました。

この活躍が、後に、「ボランティア元年」と呼ばれる所以となり、被災者の方々に元気や明るい希望を与えるとともに、社会の新しいうねりとなり、平成10年3月のNPO法（特定非営利活動促進法：平成10年法律第7号）の制定を後押しする形となり、以来都道府県及び内閣府において、約1.5万団体が特定非営利活動として認証されています。さらに「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が平成15年5月に施行され、特定非営利活動の種類が12分野から17分野に追加変更され、また予算準拠の原則に盛り込まれていた「収入及び支出は、予算に基づいて行うこと」という規定が削除されるなどの改正がなされました。

こうした中兵庫県では、10年12月に、「県民ボランタリー活動の促進等に関する条例」が施行され、5年を経過した現在、500を超えるNPO法人が認証を受け、多様な活動が展開されています。

一方、少子高齢化が加速する中、核家族化が進み、乳幼児や児童虐待、不登校やいじめなど家族や地域コミュニティ機能の低下による問題をはじめ、介護保険の「措置」から「契約」制度への移行に伴う高齢者介護も避けては通れない大きな社会問題となっています。

さらに、都市化によるゴミ処理や森林破壊、河川汚染など自然環境の保全への取り組みを強めていくことも求められています。

こうした複雑多岐にわたる地域社会における課題の解決には、従来型の行政主導による対応では自ずと限界があり、住民の参画と協働に基づき、住民が地域の主役となって、ともに取り組んでいく姿勢が必要であり、21世紀の成熟社会を支え発展させる大きな原動力として、ボランタリーセクターへの期待が高まっています。

そして、そのニーズに応えるため、ボランタリーグループ・団体、NPO法人を含めた広い意味でのNPOは、活動展開を通して、自らの組織基盤や経営基盤の強化の方法を模索しているのが実情です。

今回、ひょうごボランタリープラザでは、NPO法人の組織、経営、活動などの実態に関するデータを整理、分析し、県下のNPO法人の全体像を明らかにするとともに、NPOをはじめとするボランタリーセクターのエンパワーメントの向上に役立てるため

の基礎資料として、「ひょうごNPOデータブック」を発行することとしました。

なお、法人格を持たないNPO法人に準ずる法人、またボランティア法人・ボランティアグループなどについては、16年度に、4年ごとに実施する兵庫県下一斎の実態調査の結果にもとづき、データ集として取りまとめることとしています。

2 既存の貴重な資料の有効活用

NPO法は、特定非営利活動を行う法人に法人格を付与することにより、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として制定されました。

法人格を取得することにより、契約などの法律行為の主体となり、法人名義で資産の保有等の財産管理ができるようになりますが、一方、法人としての社会的責任や法律上の義務を負うことにもなります。

その一つとして、認証を受けた後、定款、役員名簿の変更があった場合や、事業終了後3ヶ月以内に事業報告書、収支決算書などを所轄庁に提出する義務を負い、兵庫県下の10県民局などで、提出資料の閲覧に供されることとなっています。

これらの資料は、NPO法人の実態を知る上で貴重な資料ですが、質・量ともに膨大であるとともに、所定の機関でしか閲覧できず、必ずしも有効に活用されているとは言えません。

そこで、これら資料から読み取ることができるデータを整理し、現在、NPO法人として活動、また、将来、法人化を考えている団体の活動の参考になればと考え、県立神戸商科大学にデータ入力をお願いし、プラザで取りまとめました。

第2節 データブック作成の手法

1 調査対象

平成15年10月の時点で、ひょうごボランタリープラザ交流スペースにおいて一般の閲覧に供しているNPO法人の報告書類のうち、認証時の定款、役員名簿、事業報告書及び利用できる最新年度である平成14年度の収支計算書などから読み取ることが可能なもののみ、今回のデータ化の対象とし、データのバイアス（偏り）化の回避に努めるとともに精度の向上を図りました。なお、新設法人は収支計算書がありません。

調査対象 379法人

うち、収支計算書がある法人 254法人

2 調査内容

NPO法人の組織基盤や経営基盤の実態を知るために何が必要かについて考察しました。

ここでは、NPO法人の根幹に関わる「組織の構成（会員や役員）」や「運営方法（総会や理事会）」の他、日頃、ひょうごボランタリープラザにおいて、財務に関する質問をよく受けることから、「財務基盤」については、できる限りクロス集計を行い、様々な視点から考察できるよう資料化しました。

さらに、活動分野と組織規模や所在地の関係などについても、クロス集計を用いて、その動向を細かく分析しました。

- (1) 組織に関するデータ
- (2) 運営に関するデータ
- (3) 会計に関するデータ
- (4) 活動（事業）に関するデータ

3 調査項目の詳細

調査項目については、県域のNPO法人の組織、運営、財務、活動実態や、全体としての動向が明らかになるよう、提出が必要とされる定款、役員名簿、事業報告書、収支決算書から、23の項目を抽出するとともに、クロス集計を用いて多角的に分析しました。

(1) 社員の数

収支計算書に記載されている会員収入金額を定款の附則に記載されている会費の額で除して得た数値を社員の数としました。

なお、この方法で把握できない場合で、11人以上の社員名簿がある場合はそこから読み取りました（この2つからでも分からぬ場合は、その法人のデータは読み込んでいません）。

(2) 会員の種類

定款の第3章・第6条から読み取りました。

(3) 正会員の入会金の額

定款の第3章・第8条及び附則から読み取りました。

(4) 正会員の会費の額

定款の第3章・第8条及び附則から読み取りました。

(5) 役員の種類・合計

定款の第4章・第13条及び、役員名簿から読み取りました。

(6) 役員の数

定款の第4章・第13条及び、役員名簿から読み取りました。

- (7) 役員報酬
役員名簿及び収支計算書から読み取りました。
- (8) 総会の項目の種類・項目数
定款の第5章・第23条から読み取りました。
- (9) 総会の開催頻度
定款第5章・第24条から読み取りました
- (10) 理事会の項目の種類・項目数
定款の第6章・第32条から読み取りました。
- (11) 有給職員の有無
収支計算書の管理費の部の給料・福利厚生費の有無で読み取りました。
- (12) 設立時期
法人登記簿から読み取りました。
- (13) 事務所の所在地
定款の第1章・第2条から読み取りました。
- (14) 会計規模（収入・支出・当期収支差）
最も直近の収支計算書（以下同じ）から読み取りました。
- (15) 会費・入会金・事業収入・寄付金・助成金・補助金のある法人
収支計算書から読み取りました。
- (16) 支出の内、事業費・管理費が占める割合
収支計算書から読み取りました。なお、事業費とは、活動そのものに係る経費。
(例) 講座事業、デイサービス、その他の支援事業とし、割合は（事業費÷総支出額）で計算しました。
また、管理費とは、法人維持に係る経費。
(例) 給料、通信費、水道光熱費、事務用品費、旅費交通費、会議費などとし、割合は（管理費÷総支出額）で計算しました。
- (17) 管理費のうち人件費が占める割合
収支計算書から読み取りました。
なお、人件費の割合は（人件費÷管理費の合計）で計算しました。
- (18) 管理費のうち施設維持費が占める割合
収支計算書から読み取りました。
なお、施設維持費とは管理費のうち、建物賃貸料・水道光熱費とし、割合は（施設維持費÷管理費の合計）で計算しました。
- (19) 流動資産・固定資産・負債
貸借対照表及び財産目録から読み取りました。
- (20) 純資産
貸借対照表及び財産目録から読み取りました。

(21) **会計年度**

収支計算書から読み取りました。

(22) **特定非営利活動（分野）**

定款の第1章・第4条から読み取りました。

(23) **事業収入**

収支計算書から読み取りました。

4 全体の構成

- (1) 調査項目毎に分析し、客観的なデータを盛り込んだデータ編と、多少の主観をまじえたアラカルト編からなっています。
- (2) データについては、いろいろな角度から分析できるように、できる限り設立年別、地域別、分野別のクロス集計を行っています。
- (3) 卷末に、調査の過程で明らかになった興味深い事柄を拾い出したデータブック・アラカルトを掲載しました。

5 調査概要

(1) **組織・運営基盤**

① **社員数、会員の種類、入会金、役員数、報酬**

- ・ 社員人数は10人～20人のところが全体の8割以上（82.6%）を占め、10人～15人の法人が全体の約7割（68.8%）で最も多くなっている。
- ・ 会員の種類で正会員以外に賛助会員を持っている法人は全体で8割（81.5%）を占め、かなり高い割合となっている。
- ・ 定款で定めている会員の種類は2種類のところが法人全体で約6割（62.8%）を占める。その内訳としては、「正会員・賛助会員」の組み合わせが多い。
- ・ 入会金を徴収している法人は全体の過半数（53.0%）を占め、そのうち、約3割（32.3%）の法人が5,001円以上となっている。
- ・ 会費を徴収している法人は全体で9割を超える（91.6%）ており、そのうち、3分の1（36.6%）の法人が5,001円以上となっている。
- ・ 役員数が11人以上の法人は全体の約3割（30.7%）である。
- ・ 役員報酬に関しては、約1割強（13.4%）の法人が計上している。

② **総会・理事会、有給職員、設立、所在地**

- ・ 総会の議決事項としている項目の種類としては、6種類以上（定款の変更、法人の解散、法人の合併、事業計画・収支予算、事業報告・収支決算、役員選任・解任）としている法人がほとんどである（99%）。
- ・ 総会の開催頻度に関しては、ほとんどが年1回としている（97.8%）。

- 理事会の議決事項としている項目は、モデル定款に準じて、ほとんどの法人が総会の議決事項と同じである。
- 有給職員のいる法人の割合は、ほぼ半数である（47.0%）。
- 法人の設立は平成14年が一番多く、全体の3分の1を占める。
- 事務所の所在地に関しては、法人の約半分（46.2%）が神戸市内に所在し、阪神間に約3割（29.5%）が分布している。

(2) 会計基盤

① 収 入

- 500万円以上の収入のある法人が約5割（45.3%）となっている。
- 会費・入会金の収入がある法人は、全体の約9割（87.4%）である。
- 事業収入のある法人は、全体の約8割（78.7%）となっている。
- 寄付金収入のある法人は、全体の約6割（61.8%）である。
- 助成金・補助金収入のある法人は、全体の3分の1（35.0%）である。

② 支 出

- 支出のうち、事業費の占める割合が5割以上の法人が、全体の3分の2（66.9%）を占めている。
- 支出のうち、管理費の占める割合が5割未満の法人が、全体の4分の3（76.1%）を占めている。
- 管理費のうち、人件費の占める割合が1割未満の法人が、過半数以上（56.2%）である。
- 管理費のうち、施設維持等の経費の占める割合が1割未満の法人が、全体の約6割（63.5%）である。

③ 資産・負債の状況

- 流動資産が50万円以上の法人が、過半数（55.2%）を占めている。
- 固定資産が10万円未満の法人が、全体の3分の2（64.0%）である。
- 純資産が10万円未満の法人が、全体の約4割（40.2%）である。
- 負債のある法人は法人全体の約6割（67.3%）である。また、負債のある法人のうち、50万円以上の負債があるのは、約3分の1（32.9%）である。

④ 会計年度

- 事業年度が4月～3月の法人は、法人全体の8割を超えていている。（83.4%）
- 事業年度が4月～3月以外で、最も多い事業年度は1月～12月である。

(3) 活動分野

① 活動分野

- ・ 特定非営利活動の17項目の中みると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が最も多く、全体の約6割（63.1%）を占め、以下、「社会教育の推進」「まちづくりの推進」となっている。

② その他の事業

- ・ 実際に「その他の収益事業」をしている法人は、2割に満たない。（16.1%）
- ・ 収益事業の内容としては、バザー等の物品販売、情報誌等の出版事業の割合が最も多い。

第2章 データでみる兵庫県のNPO法人

第1節 組織に関するデータ

1 社員の数

「社員」とは、法人の構成員であり、法人の最高意思決定機関である総会において議決権を持ち、法人の意思を決定します。一般的には正会員に当たるものです。

調査方法としては、基本的には役員名簿及び社員名簿から人数を調査していますが、10人以上社員がいる場合があるので、決算書における収支計算書の「社員会費収入金額」を定款等に記載されている会費の額で除して得た数値から社員数を読み取る方法を採用しています。

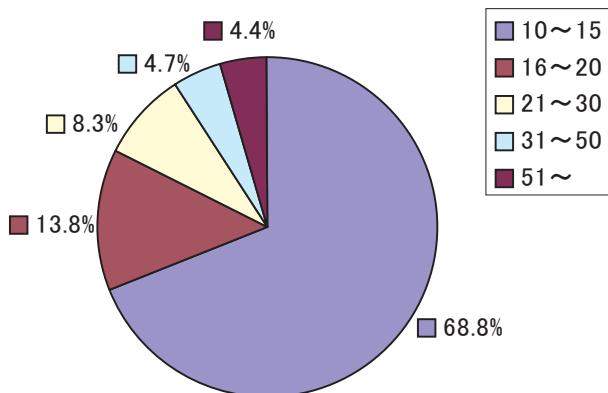
データから、「10人から15人」の社員数を有する法人が174法人で、約7割（68.8%）を占めています。これは、NPO法人認証のために必要な社員数が10人以上であること（法第12条第1項第4号）となっていることから、多くの法人が最低限で発足しています。

次いで「16人から20人」の社員数を有する法人が35法人（13.8%）、「21人から30人」の社員数を有する法人が21法人（8.3%）、「31人から50人」の社員数を有する法人が12法人（4.7%）となっており、これらを合わせると「16人から50人」の社員数を有する法人が68法人（26.8%）となり、中程度の社員数を有する法人が4分の1ほどあることがわかります。

また、「51人以上」の社員数で比較的規模の大きな法人が11法人（4.4%）もあるのも特筆できます。

<社員数>

人 数	法 人	%
10~15	174	68.8
16~20	35	13.8
21~30	21	8.3
31~50	12	4.7
51~	11	4.4
合 計	253	100.0



※ 1団体については不明

2 社員の種類

法人には、その法人を構成する多くの構成員・会員がいます。一般的に「正会員」と呼ばれることが多いようですが、法人の最高意思決定機関である総会において議決権を持ち、法人の意思決定を行う社員を一般的に「正会員」と呼ぶこともあります。

また、例えば、定期的に会費を納入するが議決権を有しない会員については、「賛助会員」、活動や事業によっては、助言や指導を得たりするために特別に参加してもらうなど、専門的な知識などを有する方を「特別会員」の名称で呼んでいます。

さらに、法人にとって特別な功績があったり、象徴的な方については「名誉会員」と呼ぶこともありますが、法では、社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さないこと（法第2条第2項第1号イ）という条文があり、社員の加入・脱退の自由を保障するための要件であり、法人の設立趣旨や活動目的に賛同する個人・法人などの入会を妨げるような条件を設定しないこととなっていますが、社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さない限りにおいて、社員の名称をどのように呼ぶかは、法律上は特段の規定はありません。

「賛助会員」の名称を持つ会員が存在する法人は、全体の8割以上（309法人）を占めていますが、これは相対的に安い会費で会員を確保するための手段だと考えられます。

また、「名誉会員」の名称を持つ会員が存在する法人は21法人（5.5%）、「特別会員」の名称を持つ会員が存在する法人は13法人（3.4%）ありますが、実際にこの名称で処遇されている会員がいるのかどうか不明です。

<社員の種類>

種 類	法 人	%
賛助会員	309	81.5
特別会員	13	3.4
名誉会員	21	5.5

3 役員の種類

法においては、法人の役員として、理事と監事の2種類が定められており、理事については3人以上、監事については1人以上を置かなければなりません。

理事は、「全ての特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する」（法第16条）とされていますので、理事の行為は、対外的にその法人の行為とみなされます。

また、特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めがなければ、理事の過半数で決められます（法第17条）ので、理事は対外的にも業務執行の責任を負っています。

さらに、理事その他の代理人が職務を行う際に他人に加えた損害については、法人はその損害を賠償する責任（法第8条において準用する民法第44条第1項）があります。このように理事の責任は重大です。

一方、監事は、理事の業務執行の状況を監査することなどを職務（法第18条）とし、必要に応じて社員総会や所轄庁への報告、そのための社員総会の招集の権限がありますが、理事と異なり、対外的な代表権や業務執行権はありません。

このように、法律的には理事と監事のみが規定されておりますが、定款で他の理事の代表権を制限し、特定の理事を代表者とすることができます（法第16条）。

よくあるのは「理事長」という名称ですが、特定非営利活動法人の代表者の職名は必ずしも「理事長」である必要はありません。どんな名称を用いる場合でも、その者に法人を代表する権限を与える、他の理事の権限を制限する場合には、定款にその旨を明記することが必要です。「理事長」以外に「副理事長」、「専務理事」、「常務理事」などの名称を付ける時も同様です。

また、法律上の役員としてだけでなく、法人の任意の機関として、総会や理事・監事などの権限を侵さない限り、顧問などの名称の機関を置くこともできるとともに、組織の内部で、理事を「評議員」などの名称で呼ぶことについても制限はありません。

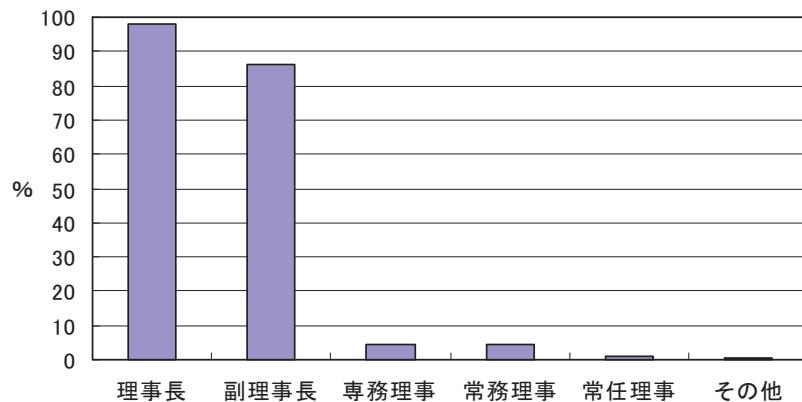
さて、兵庫県内のNPO法人については、ほとんどの法人が特定の理事を代表者とする「理事長」の名称を用いており、371法人（97.9%）あります。

また、その「理事長」がなんらかの理由により総会などに出席できない場合を想定し、理事長を補佐するという意味において「副理事長」をおいている法人も多く、327法人（86.3%）あります。

その他、「専務理事」、「常務理事」の名称を用いている法人が各17法人（4.5%）あり、「専務」「常務」で一体的に設置しているものと考えられます。

<役員の種類>

種類	法人	%
理事長	371	97.9
副理事長	327	86.3
専務理事	17	4.5
常務理事	17	4.5
常任理事	3	0.8
その他	2	0.5



4 役員の数

前項においても述べましたが、法においては、法人の役員として、理事と監事の2種類が定められており、理事については3人以上、監事については1人以上を置かなければなりません。

役員の数は、法で規定された数以上であれば何人置くかは法人の自由です。役員の数が少ないからといって運営が行き詰まるわけではありませんし、役員の数が多いからといって運営がスムーズに運ぶとも限りません。法人の規模、実情に応じて、その法人に適した役員数で運営を行えばよいのです。

兵庫県内のN P O法人では、役員数が「4人まで」という法人が30法人（11.8%）、「5～6人」が50法人（19.7%）で、法に規定された最低限の役員数もしくは比較的小規模な役員数で運営していることが読み取れます。

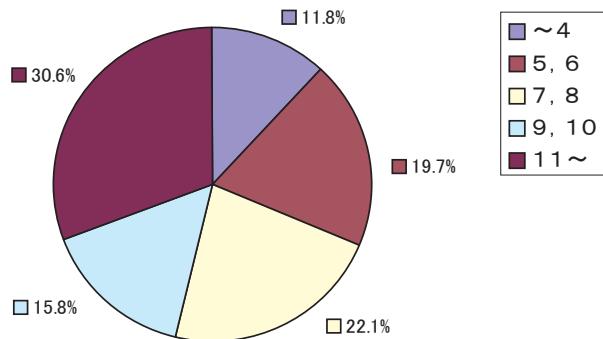
また、「7～8人」が56法人（22.1%）、「9～10人」が40法人（15.8%）あります。

さらに、「11人以上」という法人が78法人（30.6%）にものぼり、「9人から10人」の役員を置く法人と併せると118法人（46.4%）となり、約半数の法人が10人前後の役員数で運営を行っていることがわかります。

<役員の数>

人 数	法 人	%
～4	30	11.8
5, 6	50	19.7
7, 8	56	22.1
9, 10	40	15.8
11～	78	30.6
合 計	254	100.0

※125団体については不明



5 設立時期

法人を設立するためには、兵庫県内にのみ事務所を設置する法人は、活動場所が兵庫県外や海外であっても兵庫県知事に、2つ以上の都道府県に事務所を設置する法人については、内閣総理大臣に設立認証申請を行うことになります。

法の施行が平成10年12月1日であり、申請後、NPO法人が認証されるまでには数ヶ月を要することから平成10年の設立法人はありません。

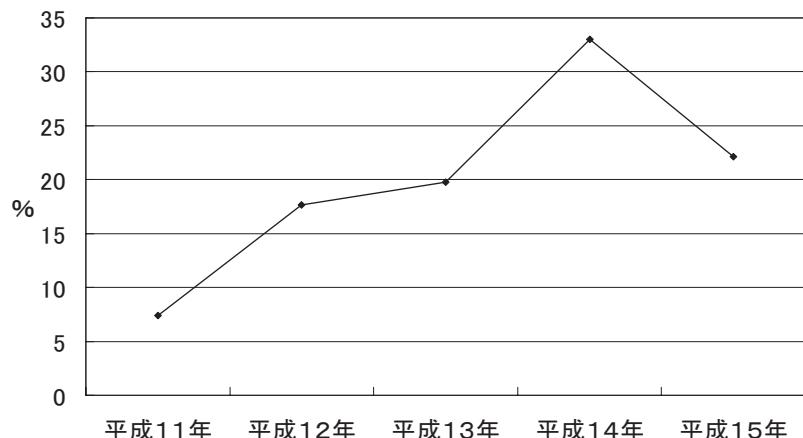
兵庫県においては、平成14年に設立された法人数が一番多く、125法人（33.0%）あります。

次いで、平成15年設立は84法人（22.2%）、平成13年設立は75法人（19.8%）、平成12年設立は67法人（17.7%）、平成11年設立は28法人（7.4%）という順番になっています。

<設立年>

設立年	法人	%
平成11年	28	7.4
平成12年	67	17.7
平成13年	75	19.8
平成14年	125	33.0
平成15年	84	22.1
合 計	379	100.0

(注) 15年については、6月時点の法人数



6 設立時期と社員数の関係

設立された時期と法人の社員数との関係はどうなっているのかを見てみました。

(1) 平成11年設立

平成11年に設立された法人の社員数は、「10人以上15人以下」が18法人（64.3%）、「16人以上20人以下」が3法人（10.7%）、「21人以上30人以下」が5法人（17.9%）、「51人以上」が2法人（7.1%）となっています。

(2) 平成12年設立

平成12年に設立された法人の社員数は、「10人以上15人以下」が40法人（60.6%）、「16人以上20人以下」が11法人（16.6%）、「21人以上30人以下」、「31人以上50人以下」及び「51人以上」が共に5法人（7.6%）となっています。

(3) 平成13年設立

平成13年に設立された法人の社員数は、「10人以上15人以下」が51法人（68.9%）、「16人以上20人以下」が9法人（12.2%）、「21人以上30人以下」が6法人（8.1%）、「31人以上50人以下」が5法人（6.8%）、「51人以上」が3法人（4.0%）となっています。

(4) 平成14年設立

平成14年に設立された法人の社員数は、「10人以上15人以下」が55法人（78.6%）、「16人以上20人以下」が10法人（14.3%）、「21人以上30人以下」が4法人（5.7%）、「51人以上」が1法人（1.4%）となっています。

なお、平成15年の設立はデータが不充分であったため、調査しておりません。

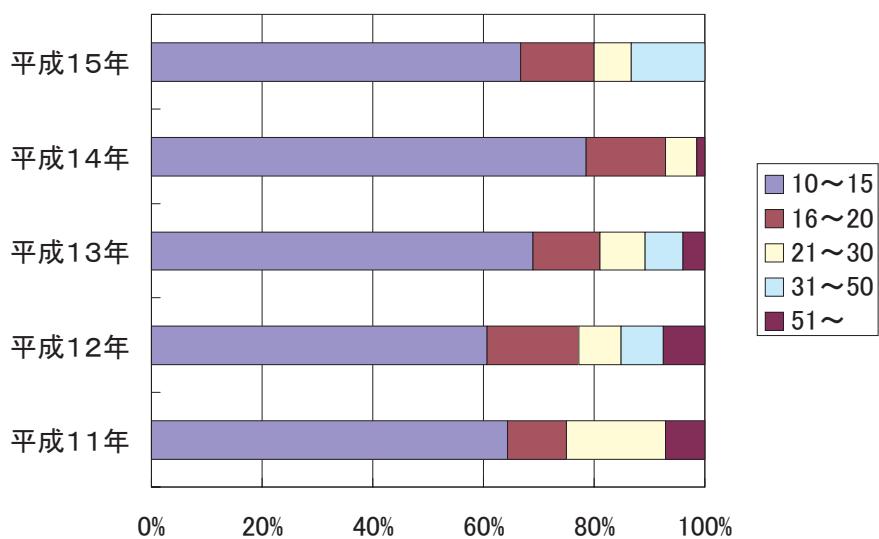
全体として、「10～15人」の規模の小さな法人は、年を追う毎に増加傾向にあり、一方で「51人以上」の規模の大きな法人は、11・12年に認証を受け、以降低減している傾向があります。

(5) 平成15年設立

平成15年に設立された法人の社員数は、「10人以上15人以下」が56法人（66.7%）、「16人以上20人以下」が11法人（13.3%）、「21人以上30人以下」が5法人（6.7%）、「31人以上50人以下」が12法人（13.3%）となっています。

<設立年と社員数の関係>

区分	10～15	16～20	21～30	31～50	51～	合計
平成11年	64.3	10.7	17.9	0.0	7.1	100.0
平成12年	60.6	16.6	7.6	7.6	7.6	100.0
平成13年	68.9	12.2	8.1	6.8	4.0	100.0
平成14年	78.6	14.3	5.7	0.0	1.4	100.0
平成15年	66.7	13.3	6.7	13.3	0.0	100.0



7 事務所の所在地域

兵庫県は、人口が556万5千人（西日本第2位）、面積8,392km²（西日本第3位）と広大な県で、日本のほぼ中央に位置し、日本海と太平洋に面する県は、本州では青森県と兵庫県だけです。また近畿のなかで、面積は大阪府、京都府に奈良県の半分を加えた広さを有します。

さらに兵庫県は、「但馬」「丹波」「摂津」「播磨」「淡路」という5つの地域から成り立っており、地域によって、自然、歴史、文化、人口構成などが大きく異なるのも特色です。

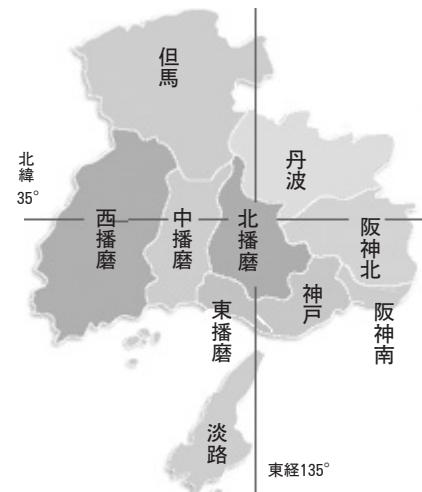
そのため、NPO法人も地域によって様々なミッション、活動スタイルをもっています。

そこで、兵庫県の県民局の地域ごとのNPO法人の事務所数を調査しました。

(1) 地域ごと（県民局単位）の法人数

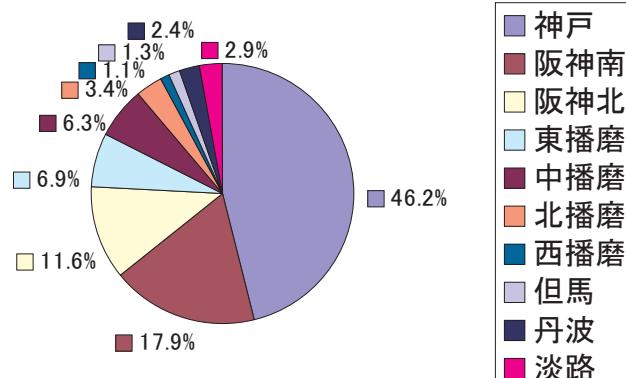
神戸地域は175法人（46.2%）あり、県内のほぼ半数のNPO法人が神戸市内に事務所を置いていることがわかります。

次いで、阪神南地域は68法人（17.9%）、阪神北地域は44法人（11.6%）となっており、阪神地域としては112法人（29.5%）となり、神戸地域を合わせると、実に287法人（75.7%）となり、兵庫県のNPO法人の約4分の3が神戸・阪神間の都市部に集中していることがわかります。



＜事務所の所在地＞

区分	法人	%
神戸	175	46.2
阪神南	68	17.9
阪神北	44	11.6
東播磨	26	6.9
中播磨	24	6.3
北播磨	13	3.4
西播磨	4	1.1
但馬	5	1.3
丹波	9	2.4
淡路	11	2.9
計	379	100.0



一方、東播磨地域では26法人（6.9%）、中播磨地域が24法人（6.3%）、北播磨地域が13法人（3.4%）、淡路地域が11法人（2.9%）、丹波地域が9法人（2.4%）、但馬地域が5法人（1.3%）、西播磨地域が4法人（1.1%）となっており、瀬戸内海沿岸の大都市地域に集中しているのが大きな特徴です。

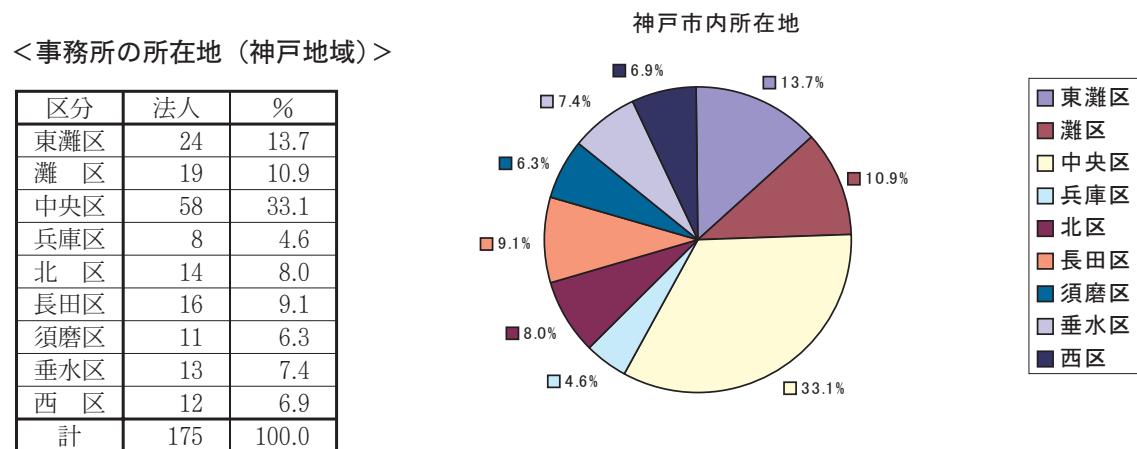
(2) 神戸市内の区ごとの法人数

次に、神戸市内における「区」ごとに見てみると、中央区が58法人（33.1%）あり、神戸市内の約3割のNPO法人が中央区内に事務所を置いていることがわかります。

次いで、東灘区が24法人（13.7%）、灘区が19法人（10.9%）となっており、阪神間側で比較的多くの法人が所在しています。

また、長田区では16法人（9.1%）が所在し、地震による復興が関係しているものと考えられます。

さらに、北区で14法人（8.0%）、垂水区で13法人（7.4%）、西区で12法人（6.9%）、須磨区で11法人（6.3%）、兵庫区で8法人（4.6%）となっています。



(3) 市町ごとの法人数

神戸市が175法人（46.2%）と突出していますが、次いで西宮市が32法人（8.4%）、姫路市が23法人（6.1%）、尼崎市が22法人（5.8%）、宝塚市が20法人（5.3%）、芦屋市が14法人（3.7%）、明石市が12法人（3.2%）、加古川市が11法人（2.9%）、川西市が10法人（2.6%）となっており、県南部に集中しています。

<事務所の所在地（全市区町）>

<神戸地域>

区分	法人	%
東灘区	24	6.3
灘 区	19	5.0
中央区	58	15.3
兵庫区	8	2.1
北 区	14	3.7
長田区	16	4.2
須磨区	11	2.9
垂水区	13	3.4
西 区	12	3.2
計	175	46.2

<阪神南地域>

区分	法人	%
尼崎市	22	5.8
西宮市	32	8.4
芦屋市	14	3.7
計	68	17.9

<阪神北地域>

区分	法人	%
伊丹市	8	2.1
宝塚市	20	5.3
川西市	10	2.6
三田市	5	1.3
猪名川町	1	0.3
計	44	11.6

<東播磨地域>

区分	法人	%
明石市	12	3.2
加古川市	11	2.9
高砂市	2	0.5
稲美町	1	0.3
播磨町	0	0.0
計	26	6.9

<丹波地域>

区分	法人	%
篠山市	5	1.3
柏原町	1	0.3
氷上町	1	0.3
青垣町	0	0.0
春日町	0	0.0
山南町	1	0.3
市島町	1	0.3
計	9	2.4

<北播磨地域>

区分	法人	%
西脇市	3	0.8
三木市	3	0.8
小野市	2	0.5
加西市	0	0.0
吉川町	0	0.0
社 町	1	0.3
滝野町	1	0.3
東条町	1	0.3
中 町	1	0.3
加美町	0	0.0
八千代町	0	0.0
黒田庄町	1	0.3
計	13	3.4

<西播磨地域>

区分	法人	%
相生市	1	0.3
龍野市	1	0.3
赤穂市	0	0.0
新宮町	0	0.0
揖保川町	0	0.0
御津町	1	0.0
太子町	0	0.0
上郡町	1	0.3
佐用町	0	0.0
南光町	0	0.0
三日月町	0	0.0
山崎町	1	0.3
安富町	0	0.0
波賀町	0	0.0
千種町	0	0.0
計	5	1.0

<中播磨地域>

区分	法人	%
姫路市	23	6.1
家島町	0	0.0
夢前町	0	0.0
神崎町	0	0.0
市川町	0	0.0
福崎町	0	0.0
香寺町	1	0.3
大河内町	0	0.0
計	24	6.3

<但馬地域>

区分	法人	%
豊岡市	3	0.8
城崎町	0	0.0
竹野町	0	0.0
香住町	0	0.0
日高町	0	0.0
出石町	0	0.0
但東町	0	0.0
村岡町	0	0.0
浜坂町	0	0.0
美方町	1	0.3
温泉町	0	0.0
八鹿町	0	0.0
養父町	0	0.0
大家町	0	0.0
関宮町	0	0.0
生野町	0	0.0
和田山町	1	0.3
山東町	0	0.0
朝来町	0	0.0
計	5	1.3

<淡路地域>

区分	法人	%
洲本市	1	0.3
津名町	2	0.5
淡路町	1	0.3
北淡町	2	0.5
一宮町	1	0.3
五色町	2	0.5
東浦町	1	0.3
緑 町	0	0.0
西淡町	0	0.0
三原町	1	0.3
南淡町	0	0.0
計	11	2.9